

## 奥州市指定管理者候補者選定要領

### 1 指定管理者候補者等の選定

#### 【公募の場合】

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募により応募者から提出された事業計画書等の内容を審査し、当該公募施設を最も効果的・効率的に管理できると認められる団体を、指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定する。

#### 【非公募の場合】

指定管理施設所管課等（以下「所管課等」という。）において非公募により特定団体を指名することとした場合は、当該特定団体から提出された事業計画書等の内容を審査し、候補者として適格か非適格かを合議のうえ判断し、選定する。

### 2 選定委員会の設置

- (1) 指定管理者候補者の選定に当たり、審査の公平性及び客観性を確保するため、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、奥州市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会に8名以内の委員を置く。ただし、審査の公平性及び客観性の確保並びに専門的な評価を行えるよう4名は学識経験を有する外部委員とする。
- (3) 選定委員会の委員については、「氏名」と奥州市指定管理者選定委員会要綱第3条に掲げる「〇号委員」のみ公表するものとする。

### 3 指定までの手順

- (1) 公募・非公募の決定、募集要項等の策定、評価項目及び選定基準等の設定【所管課等】
- (2) 選定方法の決定【選定委員会】
- (3) 指定管理者の募集（非公募によるものも周知は行う。）【所管課等】
- (4) 応募書類要件審査【所管課等】
- (5) 選定審査【選定委員会】
- (6) 選定結果の通知及び公表
- (7) 指定（市議会の議決）【議案書作成等：所管課等】

### 4 公募・非公募の決定、募集要項等の策定、評価項目及び配点の設定

- (1) 指定管理者候補者を公募とするか、非公募とするかは、所管課等において、奥州市指定管理者制度導入指針に記す非公募該当事由の該当の有無、特定団体指名理由を明確にし、市長の決裁を受けるものとする。
- (2) 公募・非公募にかかわらず、所管課等において、応募条件・資格要件の設定を行い、募集要項、業務仕様書等を策定する。
- (3) 評価項目及び配点の設定については、選定委員会で決定するものとする。

### 5 選定方法

- (1) 公募の場合（所管課等概要説明～応募者プロポーザル）

#### ア 選定の基準

審査評価表に基づき、審査点の合計が評価表の満点の100分の50以上を最低基準とし、選定委員会出席委員（以下「出席委員」という。）の過半数が最低基準以上と採点した団体を選定対象とする。

#### イ 応募団体が複数の場合の選定方法

(ア) 書類審査、聞き取り審査を行い、各委員が審査評価表に基づき評価を行う。(項目ごとに評価点を付す。)

(イ) 評価終了後、評価点に掛け率を乗じた審査点(以下「審査点」という。)の総合計点、各委員の配点状況及び各委員の審査点によるそれぞれの応募団体の順位をまとめた資料を作成する。

(ウ) アの選定対象団体のうち審査点の総合計点の最も高い団体を選定することを原則とするが、各委員の配点状況や順位状況なども含めた総合的な判断のもと、指定管理者候補者を決定する。

#### ウ 応募団体が1団体の場合の選定方法

イ(ア)による審査を行い、アの選定基準を満たした場合に、選定できるものとする。

(2) 非公募の場合(所管課等による概要説明のみを原則とする。)

所管課等が指名した特定団体を候補者として選定する場合は、特定団体が提出した申請書類等により、施設ごとに定められた基準を満たしているか、運営能力に問題はないかどうか等を判断し、各選定委員合議のうえ適格か不適格かを決定するものとする。

(3) その他

選定方法については、選定委員会において決定する。

なお、選定委員会については、応募者の秘密保持及び個人情報保護のため、及び選定審査における公平性の確保と選定委員会における自由な意見交換を阻害する恐れがあるため非公開とする。

また、出席委員名も公表しない。

## 6 指定管理者の募集

所管課等は、公募・非公募にかかわらず、市ホームページに4(2)で策定した募集要項等を掲載し募集を行うものとする。

## 7 応募書類要件審査

(1) 資格審査

応募書類の提出を受けた所管課等は、応募者から提出された書類について下記の事項を確認する。全てを満たさない応募者については、失格とする。

ア 申請者等提出書類が全てそろっていること。

イ 指定した書類に必要事項が記載されていること。

ウ 応募者が応募資格を満たしていること。

エ 指定管理料有の施設の場合、指定管理料提案額が市の定める上限額を超過していないこと。

## 8 選定結果の通知及び公表

(1) 応募者への選定結果通知

所管課等は、選定後、速やかに応募者に結果を通知する。

(2) 選定結果の公表

選定結果については、指定管理者候補者として選定された団体の名称、所在地(任意団体等で団体の所在地が代表者住所となっている場合は、非公表とする。)、代表者氏名、審査項目、配点、選定結果をホームページ上で公表する。(非選定団体名は公表しない。)

ただし、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位、その他利益を害する恐れのある事項その他個人情報に該当する事項は公表しない。